

二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会は、二宮町（仮称）剪定枝資源化施設整備及び運営事業における民間事業者の選定を公平かつ適正に実施するために設置されました。

平成 25 年 4 月に第 1 回選定委員会を開催し、その後実施方針や提案にかかる事項等について審議を重ね、応募者の提案内容についての厳正かつ公正な審査を行いましたので、その結果を報告します。

平成 25 年 12 月 26 日

#### 二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会

委員長	藤井 美文	文教大学国際学部 教授
副委員長	丹生谷 美穂	渥美坂井法律事務所 弁護士
委員	橘川 清	平塚市環境部長
委員	仲手川 孝	大磯町産業環境部長
委員	長尾 秀美	二宮町町民生活部長



二宮町（仮称）剪定枝資源化施設  
整備及び運営事業

審 査 講 評

平成 25 年 12 月 26 日

二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会



## 目 次

I	事業概要	1
1	事業名称	1
2	事業予定地	1
3	事業期間	1
4	事業内容	1
II	選定方法等	2
1	優先交渉権者選定の方法	2
2	選定委員会	2
3	優先交渉権者選定までの主な経緯	3
4	優先交渉権者選定の流れ	4
5	審査及び選定の手順	5
III	優先交渉権者選定の経緯と結果	10
1	資格審査	10
2	対話の実施	10
3	公募型プロポーザル	10
4	総合評価点	12
5	優先交渉権者の選定	12
6	非価格要素提案にかかる審査講評	12
IV	総評	14

# I 事業概要

## 1 事業名称

二宮町（仮称）剪定枝資源化施設整備及び運営事業

## 2 事業予定地

二宮町緑が丘1-12-2（二宮工業団地内）

## 3 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- （1） 本施設の設計・施工期間：特定事業契約締結から平成27年9月末まで
- （2） 本施設の運営期間：平成27年10月1日から平成42年9月末までの15年間

## 4 事業内容

- （1） 二宮町（以下、「町」という）、平塚市及び大磯町（以下、二宮町、平塚市及び大磯町を総称して「1市2町」という。）の収集する一般廃棄物である剪定枝（以下、「処理対象物」という。）をチップ化するものとする。（チップ化された剪定枝を、以下「資源化物」という。）また、1市2町の地域内から発生する事業系一般廃棄物である剪定枝の処理について、町の定める一定の条件のもと、民間事業者の提案を認める。
- （2） 施設運転については、高い安全性、安定性及び省力化を図ることとする。
- （3） 効率的な運転が可能で、安全かつ快適な作業環境の整った施設とする。
- （4） 最新の技術を導入した施設とし、公害防止関係法令の規制基準を十分満足するとともに周辺環境にも十分配慮する。
- （5） 設計・施工及び運転・維持管理を通して20年程度の施設稼働を目指す施設とする。
- （6） 資源化物の利活用を行う。ただし、やむを得ず利活用が不可能な場合には、一定の条件のもと、町が引き取る。
- （7） 事業実施にあたっては、第五次二宮町総合計画と整合を図る。

## Ⅱ 選定方法等

### 1 優先交渉権者選定の方法

応募者の審査及び選定は、公平性、透明性の確保並びに民間事業者における町の意向の理解促進、民間事業者の創意工夫発揮の観点から、「公募型プロポーザル方式」で行った。

まず、資格審査として、応募者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有していることを確認した。続いて形式審査として、応募者の提案内容が、本事業の目的を達成し、技術的観点等から町が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを確認した。最後に、非価格要素審査及び価格審査を実施し、総合評価を行った上で、優先交渉権者を選定した。

### 2 選定委員会

事業者選定にあたり、専門的知見に基づいた審査を実施するため、「二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置した。

委員会を構成する委員は、次のとおりとした。

委員長	藤井 美文	文教大学国際学部 教授
副委員長	丹生谷 美穂	渥美坂井法律事務所 弁護士
委員	橘川 清	平塚市環境部長
委員	仲手川 孝	大磯町産業環境部長
委員	長尾 秀美	二宮町町民生活部長

### 3 優先交渉権者選定までの主な経緯

優先交渉権者の選定は、図表 1 に示す日程に基づき実施した。

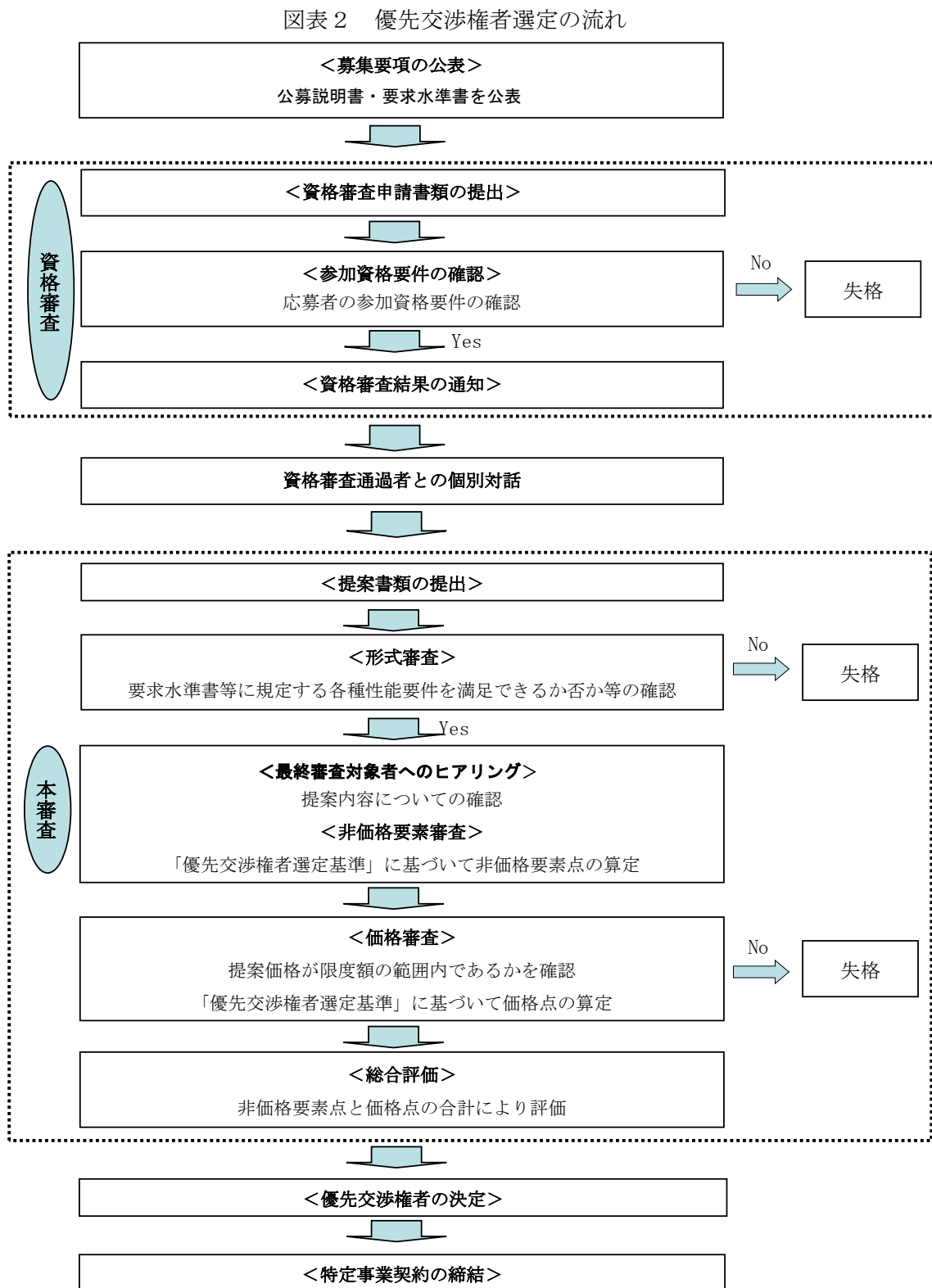
図表 1 優先交渉権者選定までの主な経緯

内容	日程
第 1 回選定委員会	平成 25 年 4 月 15 日
実施方針の公表	平成 25 年 4 月 16 日
第 2 回選定委員会	平成 25 年 6 月 27 日
特定事業の選定	平成 25 年 7 月 3 日
公告	平成 25 年 7 月 5 日
募集要項（第 1 部）の公表	平成 25 年 7 月 5 日
資格審査に関する質疑提出締切	平成 25 年 7 月 12 日
資格審査に関する質疑回答	平成 25 年 7 月 19 日
募集要項（第 1 部）に関する質疑提出締切	平成 25 年 7 月 19 日
資格審査申請書類の提出締切	平成 25 年 7 月 26 日
資格審査結果の送付	平成 25 年 8 月 2 日
募集要項（第 2 部）の送付	平成 25 年 8 月 2 日
募集要項（第 1 部）に関する質疑回答の送付	平成 25 年 8 月 2 日
対話用資料提出締切	平成 25 年 8 月 16 日
募集要項（第 2 部）に関する質疑提出締切	平成 25 年 8 月 16 日
応募者との対話	平成 25 年 8 月 26 日
対話の追加質疑提出締切	平成 25 年 9 月 17 日
募集要項（第 2 部）に関する質疑回答の送付	平成 25 年 9 月 17 日
対話の追加質疑回答の送付	平成 25 年 9 月 24 日
第 3 回選定委員会	平成 25 年 10 月 11 日
提案書類の提出締切	平成 25 年 10 月 16 日
第 4 回選定委員会（非価格要素審査・価格審査）及び優先交渉権者の選定	平成 25 年 12 月 24 日



#### 4 優先交渉権者選定の流れ

優先交渉権者選定の流れは、図表2のとおりとした。



## 5 審査及び選定の手順

民間事業者の審査及び選定は以下に示す手順で行った。各段階の審査に関しては、2に規定する選定委員会において審査及び評価を行い、その結果を受けて、二宮町が優先交渉権者を決定した。

### (1) 資格審査

応募者の参加資格要件の確認は、提出された資格審査申請書類に対する書類審査により行った。

### (2) 対話の実施

町は、以下の目的から、資格審査通過者と対話を実施した。

#### ①本事業の位置づけや町の意図の理解促進

本事業は、「循環型社会の実現に貢献すべき事業」として実施され、以下に示すコンセプトを有するものである。そのため、応募者が町にとっての本事業の位置づけや特徴を理解した上で、提案を作成できるよう、必要な情報を的確に伝えることを目的とした。

- (1) 環境や周辺地域への配慮
- (2) 受入れから有効利用までの全体システムの安定性
- (3) 経営・財務の安定性
- (4) 地元への貢献

#### ②要求水準未達の防止と創意工夫の発揮

本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、民間事業者の提案内容が要求水準未達となる可能性があった。応募者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、民間の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避することを目的とした。

### (3) 本審査

#### ①形式審査

形式審査は、資格審査通過者が提出した提案書類が要求水準書等に規定された性能要件を満足するものであること等の審査を行った。

#### ア 提案書類についての審査

- ア) 必要な書類が揃っているか
- イ) 書類間で整合しているか

#### イ 提案と要求水準との適合性等の確認

- ア) すべての業務について、要求水準を満たした提案がなされているか
- イ) すべての業務の要求水準及び契約条件を遵守する約束をしているか
- ウ) 提案内容が、事業の継続性の面において妥当か

これらを満たすことが確認された資格審査通過者に対して次段階の非価格要素審査及び価格審査を実施した。

## ②非価格要素審査

①の形式審査を通過した応募者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、非価格要素について審査し、非価格要素点を算定した。非価格要素点の配点は70点（全体100点）とした。

なお、審査にあたり、最終審査対象者へのヒアリングを実施した。また、最終審査対象者の非価格要素提案に関する審査については、公平、透明性の観点から応募企業グループ名及び関連する企業名は一切開示せず、提案を識別するために町が指定したグループ名で分類した。

### ア 評価項目と配点

評価項目と配点は図表3のとおりとした。

図表3 非価格要素評価項目

評価項目		評価の視点	配点	
環境や周辺地域への配慮	周辺環境に配慮した設計、レイアウト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観に配慮した建物のデザイン</li> <li>・地域住民・周辺施設への配慮</li> <li>・緑化など周辺環境との調和</li> </ul> 等	5	20
	公害防止の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工時の環境保全</li> <li>・運営時の環境保全、公害防止</li> </ul> 等	10	
	環境・循環型社会への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化防止への配慮</li> </ul> 等	5	
受入から有効利用までの全体システムの安定性	利活用先の安定性、確実性、開拓能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利活用先の数、処理能力</li> <li>・SPCと利活用先の協力体制</li> <li>・構成企業の利活用先等の開拓実績</li> </ul> 等	20	40
	施設の運転・維持管理の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転管理体制及び関連する人材教育</li> <li>・ライフサイクルでの最適化を実現する維持補修計画</li> <li>・事業期間終了後の性能維持に向けた工夫</li> <li>・季節変動への対応方針</li> </ul> 等	15	
	モニタリング体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の運転・維持管理のモニタリング体制</li> <li>・利活用状況のモニタリング体制</li> </ul> 等	5	
経営・財務の安定性	SPCの経営・財務の計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画</li> <li>・応募者等の構成と役割</li> </ul> 等	15	30
	SPCの経営・財務のバックアップ体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク発生に備えた財務面の取り組み</li> <li>・SPCへの人的、財務的な支援方策</li> <li>・支援方策の実効性</li> </ul> 等	15	
地元への貢献	設計、建設における地元企業の活用、地域住民の雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元企業の参画促進に向けた提案</li> <li>・地域住民の雇用への配慮は妥当な水準か</li> <li>・達成するための取り組みは具体的かつ妥当なものか</li> </ul> 等	10	10
合計			100	

## イ 点数化方法

各最終審査対象者の提案内容について、各項目に関して図表4に示す「評価点の付与の考え方」に基づいて評価を行い、評価点を算出した。

図表4 評価点の付与の考え方

評価	判断基準	評価点の算出方法
A	高い効果が期待できる	配点×100%
B	効果が期待できる	配点×75%
C	普通	配点×50%
D	やや不安な点がある	配点×25%
E	不安がある	配点×0%

評価点を0.7倍し、70点満点とする。

(例) B社の評価点が87.5点の場合

$$\text{B社の非価格要素点} = 87.5 \text{ 点} \times 0.7 = 61.25 \text{ 点}$$

## ③価格審査

各最終審査対象者の提案価格について、以下の算式に基づいて価格点を算出した。最終的な点数は、全ての計算終了後に小数点以下第3位を四捨五入した値とした。

$$\text{(価格点)} = \text{全応募者中の最低提案価格} \div \text{各応募者の提案価格} \times 30 \text{ (点)}$$

(例) A社提案価格11億円(最低提案価格)、B社提案価格13億円の場合

$$\text{A社の価格点} = 11 \text{ 億円} \div 11 \text{ 億円} \times 30 \text{ (点)} = 30.00 \text{ 点}$$

$$\text{B社の価格点} = 11 \text{ 億円} \div 13 \text{ 億円} \times 30 \text{ (点)} = 25.38 \text{ 点}$$

## ④総合評価の算出方法

限度額を超過していない最終審査対象者について、「価格点」と「非価格要素点」の合計によって「総合評価点」を算出し、総合評価点が最も高いものを、優先交渉権者とした。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{非価格要素点}$$

総合評価点は100点を満点とした。

価格点と非価格要素点の比率は、30：70（価格点：非価格要素点）とした。

（例）B社の価格点が25.38点、非価格要素点が61.25点の場合

$$\begin{aligned} \text{B社の総合評価点} &= \text{価格点} + \text{非価格要素点} \\ &= 25.38 \text{点} + 61.25 \text{点} = 86.63 \text{点} \end{aligned}$$

### Ⅲ 優先交渉権者選定の経緯と結果

#### 1 資格審査

平成 25 年 7 月 26 日に、募集要項第 1 部に従い、2 グループから資格審査申請書及び参加資格確認資料が提出された。

審査の結果、以下の 2 グループについて参加資格を有することを確認した。

各グループの構成は、図表 5 のとおりである。

図表 5 資格審査申請を行ったグループ一覧

	代表企業	構成員（代表企業以外）	協力会社
赤	株式会社駿河サービス工業	富士鋼業株式会社	株式会社オサコー建設
青	株式会社市川環境エンジニアリング横浜支店	新明和工業株式会社流体事業部営業本部流体営業部	匠建設株式会社 市川燃料チップ株式会社 有限会社開成グリーンリサイクルセンター

※各グループは、図表の通り色名で表し審査を行った。

#### 2 対話の実施

平成 25 年 8 月 26 日に、資格審査を通過した 2 グループに対し、町にとっての本事業の位置づけや特徴を理解した上で提案を作成できるように、対話を実施した。

#### 3 公募型プロポーザル

平成 25 年 10 月 16 日に、資格審査を通過した 2 グループから提案書類の提出があった。

##### ①形式審査

提出された提案書類について確認を行い、要求水準書等に規定された性能要件を満足するものであることを確認した。

##### ②非価格要素審査

平成 25 年 12 月 24 日に、最終審査対象者へのヒアリングを実施した。同日、第 4 回選定委員会を開催し、非価格要素の各評価項目について、図表 6 のとおり、評価点を算定した。

図表6 非価格要素評価項目

評価項目		配点		赤	青
				評価点	評価点
環境や周辺地域への配慮	周辺環境に配慮した設計、レイアウト	5	20	2.50	2.75
	公害防止の取り組み	10		5.50	6.00
	環境・循環型社会への配慮	5		3.75	2.75
受入から有効利用までの全体システムの安定性	利活用先の安定性、確実性、開拓能力	20	40	14.00	15.00
	施設の運転・維持管理の確実性	15		10.50	10.50
	モニタリング体制	5		2.75	3.75
経営・財務の安定性	SPCの経営・財務の計画	15	30	8.25	11.25
	SPCの経営・財務のバックアップ体制	15		8.25	9.75
地元への貢献	設計、建設における地元企業の活用、地域住民の雇用	10	10	7.00	7.50
合計		100		62.50	69.25



### ③価格審査

平成 25 年 12 月 24 日に、価格提案書を確認した。2 グループとも提案価格（消費税及び地方消費税の額は含まない）が限度額を超えていないことを確認した。

限度額は次のとおりとし、2 グループの提案価格は、図表 7 のとおりである。

限度額	：	1,190,500,000 円
（施設整備費	：	313,000,000 円）
（運営費	：	877,500,000 円）

図表 7 提案価格

代表企業	提案価格（円）	価格点
株式会社駿河サービス工業	1,180,805,000 (施設整備費：305,460,000) (運営費：875,345,000)	30.00
株式会社市川環境エンジニアリング横浜支店	1,190,390,000 (施設整備費：312,900,000) (運営費：877,490,000)	29.76

### 4 総合評価点

価格点、非価格要素点をもとに総合評価点を算出した。2 グループの点数は、図表 8 のとおりである。

図表 8 総合評価点

代表企業	価格点	非価格要素点	総合評価点
株式会社駿河サービス工業	30.00	43.75	73.75
株式会社市川環境エンジニアリング横浜支店	29.76	48.48	78.24

### 5 優先交渉権者の選定

以上の審査結果より、株式会社市川環境エンジニアリング横浜支店を代表企業とする企業グループを、優先交渉権者とし、株式会社駿河サービス工業を代表企業とするグループを次点として選定した。次点者とは、優先交渉権者との協議が不調に終わった場合に、契約協議を行うものとする。

### 6 非価格要素提案にかかる審査講評

非価格要素の各評価項目について、2 グループの提案内容に対する評価は図表 9 のとおりである。

図表9 非価格要素の審査結果

評価項目	評価
周辺環境に配慮した設計、レイアウト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両グループとも、地域住民や周辺環境への配慮等、要求水準書に記載の内容は満たした提案であると評価した。</li> <li>・青グループの場内動線について、通学路に対する具体的な安全対策は評価したが、搬入車両と搬出車両の輻輳による安全面での懸念がある。</li> </ul>
公害防止の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両グループとも、施工時及び運営時の環境保全の取り組みについて、要求水準書に記載の内容は満たした提案であると評価した。</li> <li>・施設運営に際し、自主基準値を設定し、要求水準書を上回る測定回数を提案した青グループの提案内容を評価した。</li> </ul>
環境・循環型社会への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電の設置容量について、両グループとも要求水準書以上の提案であると評価した。</li> <li>・特に、赤グループについては、太陽光発電の設置容量が大きく提案されており、積極的なCO<sub>2</sub>削減への取り組みを評価した。</li> </ul>
利活用先の安定性、確実性、開拓能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両グループとも、安定性、確実性を担保するために、実績に基づいた利活用先の提案がなされていた点を評価した。</li> </ul>
施設の運転・維持管理の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両グループとも、実績に基づいた運転維持管理が提案されている点を評価した。</li> </ul>
モニタリング体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両グループとも、モニタリングの実施内容等について、要求水準書に記載の内容は満たした提案であると評価した。</li> <li>・青グループのモニタリングの客観性を確保するための提案を評価した。</li> </ul>
SPCの経営・財務の計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SPCの経営を安定化する方策等、両グループとも要求水準書に記載の内容は満たした提案であると評価した。</li> <li>・赤グループについては、企業間のリスク分担の考え方等、提案の具体性に欠けていたところがあった。</li> </ul>
SPCの経営・財務のバックアップ体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両グループとも、SPCのリスク管理等について、要求水準書に記載の内容は満たした提案であると評価した。</li> <li>・赤グループの提案は、リスク対応や付保内容等について具体的な記載が不足していた。</li> </ul>
設計、建設における地元企業の活用、地域住民の雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両グループとも、地元企業との連携や、地域への貢献策等が具体的に提案されている点を評価した。</li> </ul>

## IV 総評

二宮町（仮称）剪定枝資源化施設整備及び運営事業の主たる目的は、広域処理を実施する平塚市、大磯町とともに、域内の資源化を促進するため、剪定枝を安全、安定的、経済的かつ衛生的に処理するという廃棄物処理行政上の役割を果たすことである。

一般廃棄物処理施設の運営コストは、経年ごとに増加する傾向があり、長期的な運営計画の中でのコストダウンが重要視されている。一方で、我が国では、1999年のいわゆるPFI法の施行以降、廃棄物処理事業においても既に多くのDBO事業が実施されて、現場では数多くの議論が重ねられてきたところである。これにより我が国の廃棄物処理事業は、そのあり方を大きく変え、地方公共団体の財政負担の縮減とサービスの質の向上を実現しており、今後は更なる改善への期待を指摘されている。

本事業では、こうした過程の中で蓄積されてきた議論を踏まえつつ、更に検討を重ねてきた結果、この度2つのグループから提案書類の提出を受けたが、既存建屋の有効活用や資源化物の利活用等の点において、各グループの創意工夫が盛り込まれた提案内容であった。

選定委員会は、事業者選定基準に基づいて厳正かつ公正に審査を行い、株式会社市川環境エンジニアリング横浜支店を代表企業とするグループを優先交渉権者として選定した。

同グループは非価格要素提案において、積極的に具体的な提案を行い、本事業についてより深く検討を行ったものと評価した。

しかし、株式会社市川環境エンジニアリング横浜支店を代表企業とするグループに対しては、全体として優れた提案であったものの、その提案内容に対し懸念が指摘された点もあった。本事業を実施するにあたっては、特に以下の事項への対応と二宮町における本事業の重要性を改めて理解した上で取り組んでもらいたい。

- (1) 施設整備及び運営にあたっては、法令等に適合した安全・安心な施設となるよう、当局等との協議等を踏まえて適切に対応すること。
- (2) 安定的な施設運営が可能となるよう適正な人員配置や計画を行うこと。
- (3) 地域貢献に関して、提案された事項も含め、積極的に対応すること。
- (4) 安全性に十分配慮した動線計画を行うこと。（特に搬入車輛と搬出車輛の輻輳）
- (5) その他、最終ヒアリングで指摘された事項について、誠実に対応すること。

最後に、提案内容が多岐にわたることから、提案書の作成において多大な労力及び費用負担があったことが想定される。そのような中、提案をまとめた応募者の熱意に敬意を表するとともに深く感謝する。

以上